

令和元年第5回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年9月25日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 12名

(欠席)	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
(欠席)	(欠席)	12番 安 津久人
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

1番 北濱 陽子 2番 池端 共栄 7番 石倉 稔

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一郎

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第8号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(3) 報告第9号 農地法施行規則該当転用届について

(4) 報告第10号 農地改良届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 8

事務局長	本日は3名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員が1名出席されています。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、12名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号3番 谷内 誠一 委員及び 議席番号4番 奥堂 敏春 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第16号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第16号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第16号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 以上、合計40筆14,269㎡で内訳は田が9,727㎡、畑が4,542㎡です。

	申請番号 2 番については空き家に付随する農地です。また、申請地については農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番については私から意見を述べさせていただきます。
田上会長	筆数はかなりあるんですけども 9 月 19 日に譲渡人と現地へ行き話を聞いてきました。内灘町の方へ行きずいぶん経ちどうなっていたのかなど聞いていたのですが、分家である譲受人が草刈りなどをして管理してきたとの事でした。ちなみに打越という集落は水田がたくさんありますが実際に田んぼを作っている人は一人もおりません。周りは耕作放棄地が広がっており、そのような状態の中で譲渡人が内灘へ行きずいぶん建ったので登記をいいがにしようとしたところ、分家の譲受人は子供がなくて奥さんと二人ぐらしですが 80 才と高齢になっておりますが、譲渡人から譲受人へ家も馬屋も全部つけるさかい頼むわいと言うたけど年も 80 になつとるしもらってもどうにもならないし、固定資産税もかかるけど、申請地については草刈りなどもしながらどうにかしていくという事で今回の申請に至りました。ちなみに深見町は広いんですが、高齢化やいのししの被害などもあり現在耕作しているのは 2 軒だけです。以上です。
議 長	それでは申請番号 2 番と 3 番について地区担当委員議席番号 10 番 森谷 正美 委員よりご意見をお願いいたします。
森谷委員	10 番森谷です。申請の 2 番と 3 番について報告します。2 番については先般の第 3 回の 7 月 25 日の議案第 13 号で空き家に付随する農地で報告しましたので割愛させていただきます。 申請番号 3 番については 9 月 15 日に譲受人と面談をしております。この中に後で出てくると思いますが現在作付けしている地区の担い手と解約がありますが、現在全部作付けしていますから周りに及ぼす影響はありません。以上であります。
議 長	それではこれより質疑を許します。

各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 16 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 16 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 17 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書 8 ページをご覧ください。議案第 17 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。 【議案第 17 号、1 番を議案書をもとに朗読】 合計 1 筆 208 m ² で内訳は田が 208 m ² です。 1 番については転用目的は自己住宅建設であり、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満である事から第 2 種農地であり、また申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであることから許可相当と考えております。
議長	それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見を願います。
東委員	はい 6 番の東です。本件は 5 条の賃貸借権の設定であります。今月の 20 日に山本職務代理及び北濱委員、坂下委員と事務局坂出さん、申請者も参加していただき現地確認を行いました。現地は地図に示すとおり市道に隣接しておりまして、隣接地は住宅が 5～6 軒建っており一部畑を挟みまして旧輪島中学校のグラウンドに接しております。既存の住宅

	<p>の反対側は家庭菜園とか一部果樹を作っておりましてその奥は雑種地となっておりその奥は山となっています。広がりのない農地であり周辺への影響は限定的であり、転用目的が自己住宅という事もありますので申請には問題ないと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 17 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 17 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 7 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 11 ページをお開きください。報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p> <p>合計 20 筆 12,066 ㎡です。内訳は田が 9,986 ㎡、畑が 2,080 ㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですのでそれでは【報告第 7 号】を終わります。 次に【報告第 8 号】の農地法第 18 条の規定による合意解約通知を受け</p>

	付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書 13 ページをお開きください。報告第 8 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてです。今月は 1 件です。 【議案書にもとづいて、合意解約通知の内容を朗読】 合計 2 筆 3,043 m ² です。内訳は田が 3,043 m ² です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですのでそれでは 【報告第 8 号】 を終わります。次に 【報告第 9 号】 の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書 15 ページをお開きください。報告第 9 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。 【議案書にもとづいて、施行規則該当転用届の内容を朗読】 合計 1 筆 9 m ² です。内訳は田が 9 m ² です。 なお、本日欠席の石倉委員より、9 月 22 日に農地所有者と現地を確認しており、目的が携帯電話基地局という事もあり周辺農地への影響などはないと報告を受けております。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですのでそれでは 【報告第 9 号】 を終わります。次に 【報告第 10 号】 の農地の形状を変更する事について届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案書 18 ページをお開きください。報告第 10 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地改良届の内容を朗読】</p> <p>合計 6 筆 8,824 m²です。内訳は田が 8,824 m²です。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 10 号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については森谷委員より報告をお願いします。</p>
森谷委員	<p>(森谷委員より「1・1・1 運動」の活動報告)</p>
議長	<p>以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 5 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

令和元年9月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

3 番

署 名 委 員

4 番
